

# ● 参考資料

## 1. 身体障害者障害程度等級表

級別	1 級	2 級	3 級	4 級
視覚障害	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のも	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（1/四指標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/二指標による。以下同じ）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルがそれぞれ100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	平衡機能障害		平衡機能の極めて著しい障害	
音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害			音声機能、言語機能又はしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢機能障害	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能を著しい障害 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害
		1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能を著しい障害 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害

5 級	6 級	7 級	備考
1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの  1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の級数とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
平衡機能の著しい障害			
1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	

は身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。

級別	1 級	2 級	3 級	4 級
肢 体 不 自 由	下肢機能障害	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下腿の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹機能障害	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
内 部 障 害	脳病変による運動非進行性の障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
内 部 障 害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
障 害	HIVによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)

は身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄が1種となる障害です。

5 級	6 級	7 級	備考
1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して、5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	肢体不自由における人工関節等の障害認定については、人工関節等の置換術後の障害の状態(関節可動域等)を評価して行う。
体幹の機能の著しい障害			
不随意運動・失調等によって上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
			心臓機能障害におけるペースメーカー等の障害認定については、心臓機能を維持するためのペースメーカーやICDへの依存度、日常生活活動の制限の程度(メッツ値)を勘案して行う。

## 2-1. 知的障害（愛の手帳）判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

項目		程度			
		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態または合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない

## 2-2. 知的障害（愛の手帳）判定基準表

（6歳～17歳 児童）

項目		程度			
		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、製作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能または簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排せつ、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身近生活の処理がほとんど不可能	身近生活の処理が部分的に可能	身近生活の処理がおおむね可能	身近生活の処理が可能

## 2-3. 知的障害（愛の手帳）判定基準表

(18歳以上 成人)

項目		程度			
		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる	・テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる ・給料等の処理ができる
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば、単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、又は一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話(意思疎通)が可能。また、簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排せつ、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

### 3. 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表

障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患(機能障害)の状態	能力障害(活動制限)の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>気分(感情)障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの</li> <li>てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの</li> <li>中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの</li> <li>発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</li> <li>その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>調和のとれた適切な食事摂取ができない。</li> <li>洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。</li> <li>金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</li> <li>通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</li> <li>家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</li> <li>身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</li> <li>社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。</li> <li>社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</li> </ol> <p>(上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)</p>
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</li> <li>非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの</li> <li>てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの</li> <li>器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの</li> <li>発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。</li> <li>洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。</li> <li>金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。</li> <li>通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。</li> <li>家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。</li> <li>身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。</li> <li>社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。</li> <li>社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。</li> </ol> <p>(上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)</p>
3級 (精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> <li>統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</li> <li>気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの</li> <li>非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの</li> <li>てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの</li> <li>中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの</li> <li>器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの</li> <li>発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの</li> <li>その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。</li> <li>金銭管理や計画的で適切な買物はなおむねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。</li> <li>家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。</li> <li>身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。</li> <li>社会的手続や一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。</li> <li>社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。</li> </ol> <p>(上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの)</p>

## 4. 所得制限基準額一手当、医療費助成、福祉タクシー、自動車燃料費助成

(令和2年1月現在)

(障害福祉課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額 (円)	本人の所得限度額 (千円)					配偶者又は扶養義務者の所得限度額 (千円)				
			0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
I	特別障害者手当	27,350	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175
	障害児福祉手当	14,880										
	経過的福祉手当	14,880										
	心身障害者福祉手当(区)											
II	身障手帳1～2級	15,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124
	愛の手帳1～3級											
	身障手帳3級	7,750										
	愛の手帳4級											
III	難病患者福祉手当	15,500	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	20歳未満の場合、扶養義務者の所得限度額 (千円)				
IV	重度心身障害者手当	60,000	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124
	福祉タクシー 自動車燃料費助成	3,500 (上限) 2,200	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	20歳未満の場合、国保世帯主、 社保被保険者の所得限度額 (千円)				
VI	心身障害者医療費助成	—	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124

(注) ①特別障害者手当等は、所得限度額以上のときは、支給停止。それ以外の手当等については、所得限度額を超えた場合は資格喪失。資格喪失された方の年間所得が、所得限度額内になった時は、改めて、申請する必要があります。

②「扶養親族等の中に、特定扶養親族がいるときは、一定額を所得限度額に加算できる」等の取扱いがあります。また、総所得金額等から各種の控除が認められていますので、詳細は担当にお尋ねください。

③何年度の所得を確認するかは、手当等により異なります。1月1日以降に台東区に転入された方は1月1日時点での住所登録地で所得を証明する書類を取り、台東区に提出していただく必要があります。詳しくは各事業の担当窓口までお問合せください。

年度の切替時期は、特別障害者手当等(国)、心身障害者福祉手当(区)、難病患者福祉手当は8/1、重度心身障害者手当は1/1、福祉タクシー、自動車燃料費助成は10/1、心身障害者医療費助成は9/1となっております。

(子育て・若者支援課)

制 度	所得者 扶養者数	手当月額 (円)	本人の所得限度額 (千円)					配偶者又は扶養義務者の所得限度額 (千円)				
			0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
Ⅵ	特別児童扶養手当	重度 52,200 中度 34,770	4,676	5,056	5,436	5,816	6,196	6,367	6,616	6,829	7,042	7,255
Ⅶ	児童扶養手当	全部支給42,910 一部支給 10,120～42,900	570	950	1,330	1,710	2,090	2,440	2,820	3,200	3,580	3,960
Ⅷ	児童育成手当 (障害手当)	15,500	3,684	4,064	4,444	4,824	5,204					
Ⅸ	児童育成手当 (育成手当)	13,500										
Ⅹ	ひとり親家庭等 医療費助成 (親 医療証)	—	2,000	2,380	2,760	3,140	3,520	2,440	2,820	3,200	3,580	3,960

(注) ① 社会保険料相当額(8万円)は加算済み

② 所得限度額以上のときは支給停止。ただし、総所得金額等から各種の控除が認められていますので、詳細は担当にお尋ねください。

## 5. 年金所得制限基準額〔初診日が20歳前による障害基礎年金・特別障害給付金〕

(平成28年8月から)

制 度	扶養者数	本人の所得限度額 (千円)				
		0人	1人	2人	3人	4人
障害基礎年金	一部支給停止	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124
特別障害給付金	全部支給停止	4,621	5,001	5,381	5,761	6,141

※ 老人扶養・特定扶養親族等がある時は、別の基準となります。



## 6. 難病患者福祉手当（難病医療費助成）の対象疾病一覧（あいうえお順）

### 国の指定難病（333疾病）

あ	アイカルディ症候群	か	下垂体性PRL分泌亢進症
	アイザックス症候群		下垂体前葉機能低下症
	亜急性硬化性全脳炎		家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	悪性関節リウマチ		家族性地中海熱
	アジソン病		家族性良性慢性天疱瘡
	アッシャー症候群		カナバン病
	アトピー性脊髄炎		化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
	アペール症候群		歌舞伎症候群
	アラジール症候群		ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
	アルポート症候群		カルニチン回路異常症
	アレキサンダー病		肝型糖原病
	アンジェルマン症候群		間質性膀胱炎（ハンナ型）
	アントレー・ピクスラー症候群		環状20番染色体症候群
	い		イン吉草酸血症
一次性ネフローゼ症候群		眼皮膚白皮症	
一次性膜性増殖性糸球体腎炎		偽性副甲状腺機能低下症	
遺伝性自己炎症疾患		ギャロウェイ・モワト症候群	
遺伝性ジストニア		球脊髄性筋萎縮症	
遺伝性周期性四肢麻痺		急速進行性糸球体腎炎	
遺伝性膀胱炎		強直性脊椎炎	
う	遺伝性鉄芽球性貧血	く	巨細胞性動脈炎
	ウィーバー症候群		巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
	ウィリアムズ症候群		巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
	ウィルソン病		巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
	ウエスト症候群		巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
	ウェルナー症候群		筋萎縮性側索硬化症
	ウォルフラム症候群		筋型糖原病
	ウルリッヒ病		筋ジストロフィー
え	エーラス・ダンロス症候群	け	クッシング病
	エプスタイン症候群		クリオピリン関連周期熱症候群
	エプスタイン病		クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
	エマヌエル症候群		クルーゾン症候群
	遠位型ミオパチー		グルコーストランスポーター1欠損症
お	黄色靱帯骨化症	こ	グルタル酸血症1型
	黄斑ジストロフィー		グルタル酸血症2型
	大田原症候群		クローウ・深瀬症候群
	オクシピタル・ホーン症候群		クローン病
	オスラー病		クロンカイト・カナダ症候群
か	カーニー複合	け	瘻癰重積型（二相性）急性脳症
	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		結節性硬化症
	潰瘍性大腸炎		結節性多発動脈炎
	下垂体性ADH分泌異常症		血栓性血小板減少性紫斑病
	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		限局性皮質異形成
	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		原発性高カイロミクロン血症
	下垂体性TSH分泌亢進症		原発性硬化性胆管炎

け	原発性抗リン脂質抗体症候群	し	シュワルツ・ヤンペル症候群	
	原発性側索硬化症		徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
	原発性胆汁性胆管炎		神経細胞移動異常症	
	原発性免疫不全症候群		神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
	顕微鏡的多発血管炎		神経線維腫症	
こ	高IgD症候群	せ	神経フェリチン症	
	好酸球性消化管疾患		神経有棘赤血球症	
	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		進行性核上性麻痺	
	好酸球性副鼻腔炎		進行性骨化性線維異形成症	
	抗糸球体基底膜腎炎		進行性多巣性白質脳症	
	後縦靭帯骨化症		進行性白質脳症	
	甲状腺ホルモン不応症		進行性ミオクローヌステんかん	
	拘束型心筋症		心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
	高チロシン血症1型		心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
	高チロシン血症2型		す	スタージ・ウェーバー症候群
	高チロシン血症3型			スティーヴンス・ジョンソン症候群
	後天性赤芽球癆			スミス・マギニス症候群
	広範脊柱管狭窄症		せ	脆弱X症候群
	膠様滴状角膜ジストロフィー			脆弱X症候群関連疾患
	コケイン症候群			成人スチル病
	コステロ症候群			脊髄空洞症
	骨形成不全症			脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)
	コフィン・シリス症候群			脊髄髄膜瘤
	コフィン・ローリー症候群			脊髄性筋萎縮症
混合性結合組織病	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症			
さ	鰓耳腎症候群	前眼部形成異常		
	再生不良性貧血	全身性アミロイドーシス		
	再発性多発軟骨炎	全身性エリテマトーデス		
	左心低形成症候群	全身性強皮症		
	サルコイドーシス	先天異常症候群		
	三尖弁閉鎖症	先天性横隔膜ヘルニア		
	三頭酵素欠損症	先天性核上性球麻痺		
し	シェーグレン症候群	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症		
	色素性乾皮症	先天性魚鱗癬		
	自己貪食空胞性ミオパチー	先天性筋無力症候群		
	自己免疫性肝炎	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症		
	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	先天性三尖弁狭窄症		
	自己免疫性溶血性貧血	先天性腎性尿崩症		
	シトステロール血症	先天性赤血球形成異常性貧血		
	シトリン欠損症	先天性憎帽弁狭窄症		
	紫斑病性腎炎	先天性大脳白質形成不全症		
	脂肪萎縮症	先天性肺静脈狭窄症		
	若年性特発性関節炎	先天性副腎低形成症		
	若年発症型両側性感音難聴	先天性副腎皮質酵素欠損症		
	シャルコー・マリー・トゥース病	先天性ミオパチー		
	重症筋無力症	先天性無痛無汗症		
	修正大血管転位症	先天性葉酸吸収不全		
	ジュベール症候群関連疾患	前頭側頭葉変性症		

そ	早期ミオクロニー脳症	の	膿疱性乾癬(汎発型)	
	総動脈幹遺残症		嚢胞性線維症	
	総排泄腔遺残		は	パーキンソン病
	総排泄腔外反症			バージャー病
ソトス症候群	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症			
た	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	ひ	肺動脈性肺高血圧症	
	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	
	大脳皮質基底核変性症		肺胞低換気症候群	
	大理石骨病		ハッチンソン・ギルフォード症候群	
	高安動脈炎		バッド・キアリ症候群	
	多系統萎縮症		ハンチントン病	
	タナトフォリック骨異形成症		非ケトーシス型高グリシン血症	
	多発血管炎性肉芽腫症		肥厚性皮膚骨膜炎	
	多発性硬化症/視神経脊髄炎		非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
	多発性嚢胞腎		皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
	多脾症候群		肥大型心筋症	
	タンジール病		ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	
	単心室症		ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	
	弾性線維性仮性黄色腫		左肺動脈右肺動脈起始症	
胆道閉鎖症	ビッカースタッフ脳幹脳炎			
ち	遅発性内リンパ水腫	ひ	非典型溶血性尿毒症症候群	
	チャージ症候群		非特異性多発性小腸潰瘍症	
	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		皮膚筋炎/多発性筋炎	
	中毒性表皮壊死症		表皮水疱症	
	腸管神経節細胞僅少症		ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)	
て	低ホスファターゼ症	ふ	ファイファー症候群	
	天疱瘡		ファロー四徴症	
と	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	ふ	ファンコニ貧血	
	特発性拡張型心筋症		封入体筋炎	
	特発性間質性肺炎		フェニルケトン尿症	
	特発性基底核石灰化症		複合カルボキシラーゼ欠損症	
	特発性血小板減少性紫斑病		副甲状腺機能低下症	
	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)		副腎白質ジストロフィー	
	特発性後天性全身性無汗症		副腎皮質刺激ホルモン不応症	
	特発性大腿骨頭壊死症		ブラウ症候群	
	特発性多中心性キャスルマン病		プラダー・ウィリ症候群	
	特発性門脈圧亢進症		プリオン病	
	ドラベ症候群		プロピオン酸血症	
な	中條・西村症候群	へ	閉塞性細気管支炎	
	那須・ハコラ病		ベーチェット病	
	軟骨無形成症		ベスレムミオパチー	
	難治頻回部分発作重積型急性脳炎		ペリー症候群	
に	乳幼児肝巨大血管腫	へ	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)	
	尿素サイクル異常症		片側巨脳症	
ぬ	ヌーナン症候群	へ	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
ね	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	ほ	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
			発作性夜間ヘモグロビン尿症	
の	脳腱黄色腫症	ほ	ポルフィリン症	
	脳表ヘモジデリン沈着症			

ま	マリネスコ・シェーグレン症候群	り	両大血管右室起始症
	マルファン症候群		リンパ管腫症/ゴーハム病
	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		リンパ脈管筋腫症
	慢性血栓栓性肺高血圧症		る 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
	慢性再発性多発性骨髄炎		ルビンシュタイン・テイビ症候群
	慢性特発性偽性腸閉塞症		れ レーベル遺伝性視神経症
み	ミオクロニー欠神てんかん	る	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		レット症候群
	ミトコンドリア病		レノックス・ガストー症候群
む	無虹彩症	ろ	ロスムンド・トムソン症候群
	無脾症候群		肋骨異常を伴う先天性側弯症
	無βリポタンパク血症	1	1p36欠失症候群
め	メープルシロップ尿症	2	22q11.2欠失症候群
	メチルグルタコン酸尿症	4	4p欠失症候群
	メチルマロン酸血症	5	5p欠失症候群
	メビウス症候群	α	α1-アンチトリプシン欠乏症
	メンケス病	β	β-ケトチオラーゼ欠損症
も	網膜色素変性症	A	ATR-X症候群
	もやもや病	C	CFC症候群
	モワット・ウィルソン症候群	H	HTLV-1関連脊髄症
や	ヤング・シンプソン症候群	I	IgA腎症
ゆ	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		IgG4関連疾患
ら	ライソゾーム病	P	PCDH19関連症候群
	ラスマッセン脳炎	V	VATER症候群
	ランドウ・クレフナー症候群	T	TNF受容体関連周期性症候群
り	リジン尿性蛋白不耐症		

### 都の指定難病及びその他の疾病（13疾病）

あ	悪性高血圧		・第12因子(ヘイグマン因子)欠乏症
い	遺伝性QT延長症候群		・第13因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
か	肝内結石症		・フォン・ビルブランド病
け	劇症肝炎 ※		・血液凝固因子製剤投与に起因するHIV感染症
	原発性骨髄線維症	ひ	びまん性汎細気管支炎
こ	古典的特発性好酸球増多症候群	ほ	母斑症(指定難病の結節性硬化症、スタージ・ウェーバー症候群及びクリッペルトレノネー・ウェーバー症候群を除く)
し	重症急性膵炎 ※		
	人工透析を必要とする腎不全	も	網膜脈絡膜萎縮症
す	スモン		
せ	先天性血液凝固因子欠乏症等		
	・第1因子(フィブリノゲン)欠乏症		
	・第2因子(プロトロンピン)欠乏症		
	・第5因子(不安定因子)欠乏症		
	・第7因子(安定因子)欠乏症		
	・第8因子欠乏症(血友病A)		
	・第9因子欠乏症(血友病B)		
	・第10因子(スチューアートブラウア)欠乏症		
・第11因子(PTA)欠乏症			

※平成26年12月31日において、医療費助成を受けていた方が対象となる疾病

# 7. 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）一覧（アイウエオ順）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA腎症
4	IgG4関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イン吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性肺炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1関連脊髄症
33	ATR-X症候群
34	ADH分泌異常症
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマヌエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜
41	黄色靨帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース-1-リン酸ウルリッヒトランスフェラーゼ欠損症
56	カルニチン回路異常症
57	加齢黄斑変性
58	肝型糖原病
59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
60	環状20番染色体症候群
61	関節リウマチ

番号	疾病名
62	完全大血管転位症
63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症
65	ギャロウェイ・モフト症候群
66	急性壊死性脳症
67	急性網膜壊死
68	球脊髄性筋萎縮症
69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎
71	巨細胞性動脈炎
72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
76	筋萎縮性側索硬化症
77	筋型糖原病
78	筋ジストロフィー
79	クッシング病
80	クリオピリン関連周期熱症候群
81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
82	クルーゾン症候群
83	グルコーストランスポーター1欠損症
84	グルタル酸血症1型
85	グルタル酸血症2型
86	クロウ・深瀬症候群
87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群
89	痙攣重積型（二相性）急性脳症
90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎
92	血栓性血小板減少性紫斑病
93	限局性皮膚異形成
94	原発性局所多汗症
95	原発性硬化性胆管炎
96	原発性高脂血症
97	原発性側索硬化症
98	原発性胆汁性胆管炎
99	原発性免疫不全症候群
100	顕微鏡の大腸炎
101	顕微鏡的多発血管炎
102	高IgD症候群
103	好酸球性消化管疾患
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
105	好酸球性副鼻腔炎
106	抗糸球体基底膜腎炎
107	後縦靭帯骨化症
108	甲状腺ホルモン不応症
109	拘束型心筋症
110	高チロシン血症1型
111	高チロシン血症2型
112	高チロシン血症3型
113	後天性赤芽球癆
114	広範脊柱管狭窄症
115	膠様湾状角膜ジストロフィー
116	抗リン脂質抗体症候群
117	コケイン症候群
118	コステロ症候群
119	骨形成不全症
120	骨髄異形成症候群
121	骨髄線維症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症

番号	疾病名
123	5p欠失症候群
124	コフィン・シリズ症候群
125	コフィン・ローリー症候群
126	混合性結合組織病
127	鯉耳腎症候群
128	再生不良性貧血
129	サイトメガロウイルス角膜炎
130	再発性多発軟骨炎
131	左心低形成症候群
132	サルコイドーシス
133	三尖弁閉鎖症
134	三頭筋素欠損症
135	CFC症候群
136	シェーグレン症候群
137	色素性乾皮症
138	自己貪食空胞性ミオパチー
139	自己免疫性肝炎
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
141	自己免疫性溶血性貧血
142	四肢形成不全
143	シトステロール血症
144	シトリン欠損症
145	紫斑病性腎炎
146	脂肪萎縮症
147	若年性特発性関節炎
148	若年性肺気腫
149	シャルコー・マリー・トゥース病
150	重症筋無力症
151	修正大血管転位症
152	ジュベール症候群関連疾患
153	シュワルツ・ヤンベル症候群
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
155	神経細胞移動異常症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症
158	神経フェリチン症
159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺
161	進行性骨化性線維異形成症
162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症
164	進行性ミオクロームステんかん
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
167	スタージ・ウェーバー症候群
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
169	スミス・マギニス症候群
170	スモン
171	脆弱X症候群
172	脆弱X症候群関連疾患
173	成人スチル病
174	成長ホルモン分泌亢進症
175	脊髄空洞症
176	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）
177	脊髄髄膜瘤
178	脊髄性筋萎縮症
179	セピアアプテリン還元酵素（SR）欠損症
180	前眼部形成異常
181	全身性エリテマトーデス
182	全身性強皮症
183	先天異常症候群

番号	疾病名
184	先天性横隔膜ヘルニア
185	先天性核上性球麻痺
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬
188	先天性筋無力症候群
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症
191	先天性腎性尿管症
192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症
194	先天性大脳白質形成不全症
195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群
197	先天性副腎低形成症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー
200	先天性無痛無汗症
201	先天性葉酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症
203	早期ミオクロニー脳症
204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残
206	総排泄腔外反症
207	ノトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病
212	ダウン症候群
213	高安静脈炎
214	多系統萎縮症
215	タナトフォリック骨異形成症
216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎
218	多発性軟骨性外骨腫症
219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群
221	タンジール病
222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫
224	短腸症候群
225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫
227	チャージ症候群
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症
230	腸管神経節細胞僅少症
231	TSH分泌亢進症
232	TNF受容体関連周期性症候群
233	低ホスファターゼ症
234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
236	特発性拡張型心筋症
237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症
239	特発性血小板減少性紫斑病
240	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
241	特発性後天性全身性無汗症
242	特発性大腿骨頭壊死症
243	特発性多中心性キャッスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症

番号	疾病名
245	特発性両側性感音難聴
246	突発性難聴
247	ドラベ症候群
248	中條・西村症候群
249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
252	22q11.2欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫
254	尿素サイクル異常症
255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
257	脳髄黄色腫症
258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬
260	嚢胞性線維症
261	パーキンソン病
262	パージャー病
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
266	肺胞低換気症候群
267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268	パッド・キアリ症候群
269	ハンチントン病
270	汎発性特発性骨増殖症
271	PCDH19関連症候群
272	非ケトーシス型高グリシニン血症
273	肥厚性皮膚骨膜炎
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
276	肥大型心筋症
277	左肺動脈右肺動脈起始症
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎
281	非典型性溶血性尿毒症症候群
282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎/多発性筋炎
284	びまん性汎細気管支炎
285	肥満低換気症候群
286	表皮水疱症
287	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
288	VATER症候群
289	ファイファー症候群
290	ファロー四徴症
291	ファンコニ貧血
292	封入体筋炎
293	フェニルケトン尿症
294	フォンタン術後症候群
295	複合カルボキシルーゼ欠損症
296	副甲状腺機能低下症
297	副腎白質ジストロフィー
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症
299	ブラウ症候群
300	ブラダー・ウィリ症候群
301	プリオン病
302	プロピオン酸血症
303	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
304	閉塞性細気管支炎
305	β-ケトチオラーゼ欠損症

番号	疾病名
306	バーチエット病
307	バスレムミオパチー
308	ヘパリン起因性血小板減少症
309	ヘモクロマトーシス
310	ペリー症候群
311	ペルーシド角膜辺縁変性症
312	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)
313	片側巨脳症
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
317	ポルフィリン症
318	マリネスコ・シェーグレン症候群
319	マルファン症候群
320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
322	慢性再発性多発性骨髄炎
323	慢性膀胱炎
324	慢性特発性偽性腸閉塞症
325	ミオクロニー欠神てんかん
326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
327	ミトコンドリア病
328	無虹彩症
329	無脾症候群
330	無βリポタンパク血症
331	メープルシロップ尿症
332	メチルグルタコン酸尿症
333	メチルマロン酸血症
334	メビウス症候群
335	メンケス病
336	網膜色素変性症
337	もやもや病
338	モワット・ウィルソン症候群
339	薬剤性過敏症候群
340	ヤング・シンブロン症候群
341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343	4p欠失症候群
344	ライソゾーム病
345	ラスマッセン脳炎
346	ランゲルハンス細胞組織球症
347	ランドウ・クレフナー症候群
348	リジン尿性蛋白不耐症
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
350	両大血管右室起始症
351	リンパ管腫症/ゴーハム病
352	リンパ管腫症
353	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)
354	ルビシシュタイン・テイビ症候群
355	レーベル遺伝性視神経症
356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
358	レット症候群
359	レノックス・ガストー症候群
360	ロスモンド・トムソン症候群
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

## 8. 障害に関するシンボルマーク

マーク	マークの説明	お問合せ先
	<p><b>身体障害者標識（障害者マーク）</b>                      肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者が、運転する場合に表示するマークです。この場合、他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。</p>	各警察署交通課
	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b>                      障害のある人々が利用しやすい建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。                      ※個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しませんのでご注意ください。</p>	(公財) 日本障害者リハビリテーション協会
	<p><b>ほじょ犬マーク</b>                      身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」に基づいて、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	厚生労働省 社会・援護局
	<p><b>視覚障害を示す世界共通のシンボルマーク</b>                      このマークは、世界盲人連合が定めた国際シンボルマークです。例えば、このマークが付いた信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。</p>	(福) 日本盲人福祉委員会
	<p><b>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</b>                      政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった場合には、道路交通法違反となります。</p>	各警察署交通課
	<p><b>耳マーク</b>                      耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意思表示を示すのに用います。</p>	(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (略称：全難聴)
	<p><b>オストメイトマーク</b>                      人工肛門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	(公社) 日本オストミー協会
	<p><b>ハート・プラスマーク</b>                      心臓疾患などの内部障害があることを示すマークです。                      内部障害・内部疾患のある方は、その不自由さが外見から分かりにくいいため、電車の優先席や、障害者用の専用施設を利用し注意されるといった誤解を受けています。                      このマークを見かけたら、配慮をお願いいたします。</p>	特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	<p><b>ヘルプマーク</b>                      義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作られたマークです。</p>	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課